平成２１年（再イ）第１６８号
兵庫県西宮市津門川町10番７―1006号
再生債務者　山口　順一
1　決議に付する再生計画案　平成22年２月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年３月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年３月26日まで
平成22年３月５日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２１年（再イ）第１２１号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目17番１―412号
再生債務者　太田　安彦
1　決議に付する再生計画案　平成22年２月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年３月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年３月29日まで
平成22年３月８日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２１年（再イ）第７４号
徳島市中吉野町３丁目50番地の１―404号
再生債務者　形田　耕一
1　決議に付する再生計画案　平成22年２月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年３月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月５日まで
平成22年３月８日　　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（再イ）第４８号
山口県周南市大字徳山951番地の107
再生債務者　今田　浩二
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月６日まで
平成22年３月９日　山口地方裁判所周南支部

平成２１年（再イ）第１６号
鹿児島県曽於郡大崎町永吉9329番地２
再生債務者　下橋　哲也
1　決議に付する再生計画案　平成22年２月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月６日まで
平成22年３月９日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

平成２１年（再イ）第４０号
山口県下関市彦島福浦町２丁目15番７号
再生債務者　三好眞由美
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月７日まで
平成22年３月８日
山口地方裁判所下関支部再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２１年（再イ）第２２１号
神戸市須磨区北落合１丁目１番316―306号
再生債務者　髙瀬　勇輝
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成22年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。
平成22年３月５日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１６年（再イ）第３０８号
神戸市長田区宮川町６丁目２番６号
再生債務者　小西　敏幸
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年３月14日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成22年３月５日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２１年（再イ）第６８０号
大阪市浪速区戎本町２―４―８　ユトワールえびす708号
再生債務者　岸川　昌一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年３月５日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第１０１３０号
千葉県市川市二俣１―５―６―205
再生債務者　三森　順二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年３月19日まで
平成22年３月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１０１８２号
東京都大田区羽田６―21―９
再生債務者　中山　智徳
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年３月19日まで
平成22年３月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第４号
宮城県石巻市西山町２番44号　カムロアパート３号
再生債務者　伏見すづえ
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年３月29日まで
平成22年３月８日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

平成２１年（再ロ）第９号
奈良市鳥見町４丁目２番地　富雄団地19―502号
再生債務者　山口　　穣
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年４月５日まで
平成22年３月８日　　奈良地方裁判所

官報公告

合併公告

株主及び債権者各位

左記会社は、関係官庁等の許認可が得られることを条件として、平成二十二年七月一日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うこととしました。

これにより、効力発生日をもって、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりますので、左記のとおり公告します。

なお、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項の規定に基づき、株主総会の承認を経ずに合併することを決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による新株式の発行および資本金の額の増加はありません。

記

一、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨をお申し出ください。

二、会社法第七九七条第一項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の種類及び種類ごとの数をお申し出ください。

三、甲および乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月二十四日
掲載頁　一一二頁（号外第一五五号）

平成二十二年三月十六日
青森県青森市勝田一丁目三番一号
（甲）株式会社みちのく銀行
代表取締役頭取　杉本　康雄

青森県青森市奥野一丁目三番一二号
（乙）株式会社みちのくサービスセンター
代表取締役社長　小笠原　剛